

# 消防手続きの流れ

安芸高田市消防本部予防課予防係

① 事前相談	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 消防本部予防課予防係までお越しください。</li><li>■ 入居予定の建物の平面図等を確認し、必要な消防用設備や届出の説明をさせていただきます。 <b>※建物の所在地を確認の上、平面図等をご持参下さい。</b></li></ul>
② 各種届出	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 事前相談で説明した各種届出書を 2 部ずつ提出してください。 例) 防火対象物使用開始届出書 火気使用設備の設置届出書</li></ul>
③ 消防検査	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 消防職員が現地での検査を実施し、検査結果通知書を発行します。検査時に不備が発覚した場合は、改修を依頼し、後日再検査を行います。</li></ul>
④ 防火管理者の選任等	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <u>防火管理者の選任が義務付けられている建物※</u>の場合は、以下の届出が必要です。<ul style="list-style-type: none"><li>・防火管理者選任届出</li><li>・消防計画作成届出</li></ul></li></ul> <p>※ 特定用途防火対象物（店舗、飲食店、病院など）で収容人員が 30 人以上の建物。 非特定用途防火対象物（事務所、工場など）で収容人員が 50 人以上の建物。</p> <p><b>なお防火管理者に選任されるためには一定の基準を満たす必要があります。</b></p>
⑤ 使用開始	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 使用開始後は、消防用設備等の点検報告を定期的に行うなど、適正な防火管理に努めてください。</li><li>■ 従業員等を対象に消防計画に基づく消防訓練を定期に実施して下さい。なお、消防訓練をするにあたって、<b>消防訓練実施結果報告書</b>の提出が必要です。</li><li>■ 消防職員が立入検査を行うことがあります。</li></ul>

## 【問い合わせ先】

安芸高田市消防本部予防課予防係

電話：(0826) 42-3951

FAX：(0826) 47-1191